

2016年 11 月30 日

会員会社に対する処分について

日 本 S M O 協 会
会 長 塚 原 英 樹

日本 SMO 協会は、会員会社である株式会社 EP 総合の CRC による不適切行為の事案について、今般、当該会員会社より再発防止策を含む最終報告を受け、2016 年 11 月 29 日開催の理事会で審議したところ、当協会の会則第 8 条 2 項「会員としてふさわしくない行為があった場合、また特別な事情がある場合には、理事会の決議を得て、嚴重注意、役職停止、役職解任、資格停止、除名をすることができる」に定める「会員としてふさわしくない行為があった場合」に該当するものと改めて認定し、同社に対する処分を、2016 年 2 月 24 日付通知の通り「嚴重注意処分」といたしました。